

7. 追加対策・施策による削減効果と京都議定書目標達成計画の目標値

(大綱の評価のまとめ)

- 「II 大綱の評価」で示したとおり、大綱の対策・施策を現状のままで実施した場合の2010年の排出量（現状対策ケース）について、
 - ① 2006年にピークを迎える人口、2015年にピークを迎える世帯数、1.5～1.6%と予想される経済成長率、工業生産量、交通需要、電力需要など、温室効果ガスの排出量に大きく影響する様々な社会経済活動量の、現時点で入手可能な最新の予測値を前提に、
 - ② 現大綱に盛り込まれている100近くの個々の対策の削減効果を確実性の高いものに限定して評価した上で、
 - ③ 原則として、「活動量」×「活動量当たりのエネルギー消費量」×「エネルギーごとの温室効果ガス排出量」という算定式から導かれるされる排出量見通しを、部門ごとに分析した。
- その結果、
 - ① エネルギー起源CO₂について見ると、
 - ・ 産業部門については、生産量の変化に伴うエネルギー消費量の減少等により、排出量が抑制され、
 - ・ 運輸部門については、自動車燃費の改善等によりエネルギー消費量が抑制される一方、乗用車の交通需要の伸び等により、排出量が増加し、
 - ・ 業務その他部門や家庭部門については、機器効率の改善等によりエネルギー消費量の伸びが抑制される一方、床面積の増加、世帯数の増加等に伴いエネルギー需要が増加し、排出量が増加する結果、全体として、排出量は増加すると推計された。
 - ② 非エネルギー起源CO₂、メタン、N₂Oについては、セメントや石灰の生産量や水田面積の減少、再資源化の促進や廃棄物の高度処理等により、排出量は減少し、
 - ③ 代替フロン等3ガスについては、冷媒の回収等により排出原単位が改善される一方、生産量・使用量の増加に伴い、排出量は増加すると推計された。
 - ④ 森林吸収量については、マラケシュ合意で認められた3.9%に対して、平成16年度の予算規模は、補正予算が措置されていた平成10～14年度と比べ縮小していることから、この水準で今後推移した場合には、2.6%程度となる推計された。
 - ⑤ 京都メカニズムの活用については、平成16年度のCDM/JI設備補助事業の補助額に応じた2012年までの政府への移転クレジット量は、約2万t-CO₂に止まる見通しであり、

現段階では、1.6%分（年間約2000万t-CO₂、5年分で総計約1億t-CO₂）を政府が確保できる見通しは立っていない。

- 以上の結果、現状対策ケースの2010年排出量推計値と京都議定書の6%削減約束の間には、吸収源対策が現状のままで推移した場合、○%の削減量が不足すると推計された。

(大綱の見直しのまとめ)

- このため、6%削減約束の達成に必要な削減を図るため、「III 大綱の見直し」においては、「1. 大綱の見直しに当たっての視点」に掲げた、

- 環境先進国に向けた取組としての京都議定書目標達成計画の策定
- 徹底した情報の開示、広報を通じた国民各界各層の認識の向上
- PDCAサイクルの確立と国民参加に向けた透明性の確保
- 6%目標の達成の現実性の向上

という「(1) 基本的考え方」に立って、「(2) 諸外国における地球温暖化対策」を参考に、「(3) 中長期的な観点からの温暖化対策技術の普及」という観点も踏まえ、京都議定書目標達成計画の目標のあり方や、追加的な対策・施策、その実施体制を提言した。

- 具体的には、「III 2 京都議定書目標達成計画の目標のあり方」において、

- 「各主体の温室効果ガス削減努力を明確にするための目標」である
 - 企業や家庭、業種別、企業形態別など主体別の目標の設定
 - 「活動量」×「エネルギー消費原単位」×「二酸化炭素排出原単位」指標の設定
- 「温室効果ガス別目標の徹底化」

の必要性を提言した。

また、追加対策・施策については、

- ① まず、「III 3 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策」において、

- ポリシーミックスの活用
- データ整備をはじめとする制度と透明性の高い評価・見直しの仕組みの整備
- 地球温暖化対策に関する普及啓発・情報提供の拡充・強化
- 事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
- 自主行動計画の充実と透明性の確保
- 自主参加型の国内排出量取引制度
- 環境税
- 夏時間（サマータイム）の導入

- ・ 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進を提言した。
- ② 次に、「Ⅲ 4 複数の主体による複合的・システム的に連携した対応に向けた対策・施策」において、脱温暖化社会の構築を図るために、個々の主体による個別の機器・設備・施設ごとの努力を超えて、経済システム、交通システム、都市構造まで踏み込んで、複数の主体の幅広い参加による複合的・システム的に連携した対応を図るため、
- ・ エネルギーや資源の発生施設、供給施設、利用施設を超えて、空間的広がりをもった地域での総合的な取組
 - ・ 経済システムまで踏み込んで、業種を超えた複数の企業の幅広い参加による連携した取組や、供給サイドの事業者と、需要サイドの事業者・消費者と、両者の接点である販売事業者、エネルギー・燃料の供給者、NGO等との連携による取組
- を提言した。
- ③ さらに、「Ⅲ 5 個別ガス別の対策・施策の強化」において、温室効果ガス別に、エネルギー転換・産業・運輸・業務その他・家庭部門別に加え、吸収源対策及び京都メカニズムの活用について追加対策・施策を提言した。
- ④ 最後に、「Ⅲ 6 対策・施策の実施体制」において、これらの対策・施策を推進するための体制として、
- ・ 行政における率先的役割と波及
 - ・ 国民、産業界、NGO・NPO、労働組合等の各主体の役割分担の明確化と連携した取組の推進
 - ・ 地域における対策の展開と地方公共団体の役割
- を提言した。

(対策強化ケースと京都議定書目標達成計画の新たな目標)

<調整中>

(計画に盛り込まれる対策・施策の実効性・確実性・透明性の確保)

- 計画に盛り込まれる対策の実効性・確実性を高めるため、対策の裏付けとなる施策についてでは、現時点で具体化されている施策はもちろん、そうでないものについても出来るだけ京都議定書目標達成計画に掲げるよう、今後とも最大限努力すべきである。
- さらに、目標達成計画の実効性・透明性を高めるよう、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況と、今後講ずる施策について、可能な限り対策評価指標との比較を行いながら明らかにしつつ、その強化を図るべきである。

※ 目標の達成に必要な対策・施策についての検証作業の結果を踏まえて、記述を追加する。

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）

（この項目は、上段資料の「資源エネルギー政策」に記載された内容を踏まえ、改めて記述する。）